

## 平成25年第4回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月13日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後2時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳  
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和  
町づくり推進課企画調整幹 中村茂弘 町民課長 羽場幸春  
農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久 観光課長 岩下弘幸  
教育次長 宮坂 晃 会計室長 小宮山清富  
たてしな保育園園長 真瀬垣妙子 庶務係長 遠山 一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午後2時59分

(午後 2 時00分 開議)

議長（滝沢寿美男君）これから、12月13日、本日の会議を開きます。

報告します。本日の会議における蓼科ケーブルビジョンの撮影を、議場固定カメラから撮影することを許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）7番、橋本です。

本日の信濃毎日新聞の第2女神湖建設検討立科町と協議への報道について、町民にとってセンセーショナルな報道であり、緊急質問いたしたく、議会の同意を求めます。

議長（滝沢寿美男君）ただいま、7番、橋本昭君から、第2女神湖建設検討立科町と協議への新聞報道について緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、7番、橋本昭君からの第2女神湖建設検討立科町と協議への新聞報道についての緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。7番、橋本昭君から第2女神湖建設検討立科町と協議への新聞報道についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1号の1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許可することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

事務局長、確認願います。

全員起立です。したがって、7番、橋本昭君から第2女神湖建設検討立科町と協議への新聞報道についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1号の1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許可することは可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

(午後 2 時04分 休憩)

(午後 2 時06分 再開)

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

◎追加日程第1の1 第2女神湖建設検討立科町と協議への新聞報道についての緊急質問

議長（滝沢寿美雄君）追加日程はお手元に配付したとおりです。

7番、橋本昭君の発言を許可します。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）それでは、緊急質問ということで、質問をさせていただきます。

本日の信濃毎日新聞の東信版に大きく、第2女神湖建設検討立科町と協議へという記事が掲載されました。これは、東御市の議会においての花岡市長の一般質問に対しての答弁であります。本年の八重原、御牧原の干ばつ対策として、過去に計画された第2女神湖構想が再浮上したとあります。議会での答弁であります。ゆえに、ある程度構想が煮詰まっているものと推察されます。当町にある女神湖の名称を使い、第2女神湖の建設として立科町と協議することから、東御

市の議会答弁、報道に当たり、東御市や川西土地改良区連合から内々の話があり、承知されていたのか、それとも寝耳に水の話なのか、承知されているならばどのような内容であるかを町長にお伺いいたします。

過去にも浮上した第2女神湖構想、さまざまな問題により頓挫した経緯もあり、町民の皆様にとってセンセーショナルな報道といえ、本会議は多くの町民の皆様が聴取しております。是非を問うわけではなく、事情・経過等もあわせて説明を望むものであります。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）お答えいたします。

私も、けさの新聞で初めて見ましたので、承知しておりません。

議長（滝沢寿美雄君）7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）それでは、今後、これから、ああいうふうには報道されたわけですから、協議がなされるということで、正式な申し出が来るということで、私どもは理解してよろしいのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）先方さんのことですから、私が協議があるかどうかはお答えすることもありませんし、先方さんにお聞きになってください。

◎日程第1 議案第68号～日程第20 議案第83号

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 議案第68号 立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例制定についてから、日程第20 議案第83号 平成25年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの20件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

西藤努総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君）それでは、総務経済常任委員会、審査報告を申し上げます。

1. 付託案件

当委員会に付託された案件は、条例制定1件、条例改正8件、補正予算3件、議決4件であります。内容につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、12月6日に付託された標記案件について、12月9日に委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりです。

（1）議案第68号 立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例制定について

立科町税以外の諸収入に対する手数料及び延滞金徴収条例の全部改正であり、改正箇所の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第 71 号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第 72 号 立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第 73 号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第 74 号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第 75 号 立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第 76 号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第 77 号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第 78 号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第 79 号 平成 25 年度立科町一般会計補正予算 (第 6 号) について  
歳入全款、歳出のうち、【1 款】議会費、【2 款】総務費 (戸籍住民基本台帳費を除く)、【5 款】農林水産業費、【6 款】商工費 (1 項商工費)、【7 款】土木費、【8 款】消防費、【10 款】災害復旧費、【11 款】公債費、【12 款】予備費。

歳入については、事業進捗に伴う国・県補助金の交付額の確定等による補正が主なものでした。

歳出については、【1 款】議会費では、職員共済費の増額補正との説明を受けました。【2 款】総務費、総務管理費では、一般管理費で佐久広域連合に対する負担金及び情報系ネットワークの施設工事に係る増額補正、企画費ではコミュニティ助成事業補助金に係る補正、また地域情報通信費では倒木による光ケーブル引込線断線の復旧工事及び移設工事による補正との説明を受けました。【5 款】農林水産業費、農業費では、農業委員会補助金等の増額に伴う財源の見直し、農業再生事業経費として経営体育成支援事業補助金の補正、林業費では地域で進める里山集約化事業に伴う交付金の補正、土地改良費では土地改良施設維持管理適正化事業に係る蓼科土地改良区への補助金の増額補正との説明を受けました。【6 款】商工費では、商工振興費で、雇用促進事業補助金の申請件数の増による補正との説明を受けました。【7 款】土木費では、土木管理費

で樽ヶ沢町有地造成測量設計業務の委託料の計上、道路橋梁費で小規模修繕費の修繕料の増額、下水道費で一部事務組合負担の負担金の増額補正であるとの説明を受けました。【8款】消防費では、非常備消防費で退職者数の確定による退職報償金の減額、常備消防費で佐久消防署内に設置する消防指令センター整備費に係る佐久広域連合負担金の増額であるとの説明を受けました。

【10款】災害復旧費では、農林業施設災害復旧費で、農林業事業、農林業施設災害復旧費で、事業費割負担金及び公共土木施設災害負担金費で、委託料の補正であるとの説明を受けました。

【11款】公債費では、長期債の利率確定及び利率見直しに伴う元利償還金の補正であるとの説明を受けました。【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第81号 平成25年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について新規加入受益者負担金の増額補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第82号 平成25年度立科町水道事業会計補正予算(第3号)について収益的収入及び支出の中で、国道254号線道路改良に伴う仮設管布設工事に伴う補正、破産更生債権に係る不納欠損増額による説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(13) 議案第84号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について破産及び会社更生法による権利の放棄との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(14) 議案第85号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について破産及び会社更生法による権利の放棄との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(15) 議案第86号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について破産及び会社更生法による権利の放棄との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

### 3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

**議長(滝沢寿美雄君)** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、橋本昭君。

**7番(橋本 昭君)** 委員長へ質問いたします。

議案第76号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議案第77号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例制定について、原案を全会一致で採択されたとの報告ですが、議案第77号については、本会議の議案質疑において改正内容に不備があると指摘いたしました。つきましては、採択に至るまでの委員会での審議経過をご説明いただきたいと思っております。

**議長(滝沢寿美雄君)** 西藤努総務経済常任委員長。

**5番(西藤 努君)** それでは、ただいま質疑がございました経過報告についてご説明申し上げます。

まず、この条例審査の中で、本会議における橋本議員の質問に対し、副町長より条例を見直す旨の発言がありました。建設課長はどのように考えているか、委員からの発言がありました。その中で、荻原建設課長は回答に集中しており、副町長の発言内容を聞き逃してしまったという旨

の回答でありました。そこで、各委員に副町長の発言内容を確認したところ、今様に、町民にわかりやすいように見直さなければならないものもある旨の発言があったことを確認をしました。再度、この件について荻原建設課長の見解を尋ねたところ、副町長のそのような発言があれば見直しも検討しなければならないとの発言でありました。

また、今議会において、本条例は制定しなければならないかの質問もありましたが、消費税の関係で、今回制定してほしいということで委員の皆さんは承知しました。

質問は以上であり、採決の結果、全会一致で可決したものでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君）社会文教観光常任委員会、審査報告をいたします。

1. 付託案件

付託案件につきましては、審査の経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、12月6日に付託された標記案件について、12月6日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第69号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第70号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第79号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第6号）について歳出のうち、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費（2項観光費）、【9款】教育費

【3款】民生費、児童福祉費の保育所費では、保育園の歌の作成委託料、子ども子育て支援新制度に基づくシステム改修委託料との説明を受けました。【4款】衛生費、保健衛生費では、佐久広域連合の佐久医療センター施設等整備事業分担金の状況と子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的な接種勧奨の差し控えの影響による減額等の補正との説明を受けました。【6款】商工費、観光費では、冬期宣伝用にしいなちゃんストラップを補充するための費用との説明を受けました。

【9款】教育費、中学校費では落雷で故障した体育館自動火災報知器の修繕料、社会教育費ではアスベストが確認されたことによる歴史民俗資料館解体工事延期に伴う経費の減額、施設管理費ではふるさと交流館通年開館に向けた作品展示のための経費との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第 80 号 平成 25 年度立科町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第 83 号 平成 25 年度立科町索道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第 87 号 索道利用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について破産及び会社更生法による権利の放棄との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

### 3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

以上です。

**議長 (滝沢寿美雄君)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。7 番、橋本昭君。

〈7 番 橋本 昭君 登壇〉

**7 番 (橋本 昭君)** 7 番、橋本です。

議案第 76 号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議案第 77 号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例制定について、反対の立場で討論いたします。

両議案とも、このたびの消費税改正に伴う条例改正、第 76 号議案は立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例適用のための改正であります。加えて両条例とも使用料の徴収にかかわる条例の改正が提案されました。

詳細の説明は、既に本会議、質疑の中でさせていただいておりますので、詳細な説明は避けませんが、改正案では使用料の徴収と使用料徴収方法について改めて定めておりますが、改正前条例に定めておりました使用料徴収対象額の定めが条例から削除されております。この結果、徴収額が 1 カ月分なのか 2 カ月分なのか、または 6 カ月分なのかも定まらず、納入通知書または金融機関に対する口座振替請求書の請求金額を定める根拠がなくなり、改正条例に基づいては請求すること自体ができなくなることとなります。したがって、本改正条例は条例として重大な不備があります。消費税改正に伴う条例改正は、3 月 31 日までが改正の期限でもあり、下水道条例の延滞金規定は、当分の間、現行条例を適用できると考えられることから、改正までに十分なる期間もあり、改正内容を、立科町給水条例を範として再度見直し、次回議会に再提案することを求め、反対するものであります。

また、両条例とも、立科町給水条例や他の条例との整合性等にも問題があり、担当課並びに法規審査委員会にて再度全般的に見直しをするよう願うものであります。議会は行政のチェック機関であり、行政の事務事業を規定する条例について厳格に審査することが求められ、とりあえず

制定ということは、当然のことながら避けなければなりません。本議案の採択は、町民の皆様、行政に対しての議会、議員、みずからの見識を問われていると言えます。

総務経済常任委員会の審議では全会一致で採択されたものの、先の本会議での質疑内容を十分ご理解いただき、ならぬものはならぬとして厳格に判断することを議員各位に求め、反対討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小池美佐江君、登壇の上、願います。

〈11番 小池 美佐江君 登壇〉

11番（小池 美佐江君）11番、小池美佐江です。賛成討論をいたします。

今年も残すところ、わずかになりました。そんな中、特定秘密法案が、師走の冷たい風に乗って、超スピードで頭の上をかすめていきました。あまりのスピードに、民主主義もすっ飛んでしまったのかと錯覚するところでありました。そして、12月10日、新聞紙上に秘密保護法案は修正または撤廃が82%との世論結果が載っておりました。先が見えないだけに、不安が募ります。韓国では、秘密保護法案に類似した法案が、2007年、2008年、二度にわたり審議され、廃案になったということです。実に興味深い話です。

さて、12月補正予算、先ほど両委員長報告のとおりであり、必要最小限の予算編成に対して敬意を表するところですが、1つ、サプライズがあります。たてしな保育園の園歌、120万円の予算が計上されておりました。園歌をつくるとは考えも及びませんでした。だれの発案か存じませんが、めったに首を縦に振らない町長が首を振ったのもサプライズであります。日ごろ立科教育、また保育園の子供たちに生きる力をの熱い思いがそうさせたのでしょうか。立科の町に元気な歌声が響きわたることを期待し、賛成討論を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論はありませんか。10番、宮下典幸君、登壇の上、願います。

〈10番 宮下 典幸君 登壇〉

10番（宮下典幸君）10番、宮下です。

私は、賛成の立場で討論いたします。

今回の定例会に提出された案件は、本年度の重点目標、子育て支援、立科教育、環境、産業振興支援、高齢者福祉に沿ったものであり、その内容は、ソフト・ハード面からの対応がなされており、一部条例改正に疑問を抱くが、執行までにスムーズな対策を要望いたし、現下の厳しい財政状況の中、総合的に判断して、理にかなう条例・補正予算対応であって、理解するものであります。

執行に当たりましては、町民益に即した判断と柔軟性を持って、理事者・職員一体となって費用対効果を努め、明るい町づくりに当たるよう要望し、賛成討論といたします。



議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第68号 立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例制定についてから、日程第8 議案第75号 立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてまでの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号 立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例制定についてから、議案第75号 立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてまでの8件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第76号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案は起立採決とします。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第76号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第77号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案は起立採決とします。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第77号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第78号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第78号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 84 号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてから、日程第 15 議案第 87 号 索道利用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてまで、4 件を一括して採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 84 号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてから、議案第 87 号 索道利用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてまでの 4 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 79 号 平成 25 年度立科町一般会計補正予算（第 6 号）についてから、日程第 20 議案第 83 号 平成 25 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてまで、5 件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号 平成 25 年度立科町一般会計補正予算（第 6 号）についてから、議案第 83 号 平成 25 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてまでの 5 件は、委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第 21 閉会中の継続審査の件について

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 21 閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

西藤努総務経済常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### ◎日程第 22 発議第 14 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 22 発議第 14 号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

**事務局長（長坂徳三君）** それでは、意見書の朗読をいたします。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自

治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされる恐れが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々立科町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）様、内閣官房長官様、総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当様。

長野県立科町議会 議長 滝沢寿美雄。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 本案についての提出者の説明を求めます。7番、橋本昭君。

**7番（橋本 昭君）** 議会運営委員長の橋本です。ただいま朗読されました発議第14号の意見書につきまして、提出者として提案説明を申し上げます。

全国町村議会議長会は、道州制に関し、導入しないことを決定し、政府・国会に要請を行ってまいりました。しかしながら、与党並びに野党の一部において道州制導入への強い思いがあり、導入への動きを見せております。

道州制導入による国のあり方や地方自治体のあり方等の概要が不透明であり、理念や道州の区割り等の議論が先行し、平成の大合併の総括・検証もできていない中で、道州制そのものの多面的・国民的な議論がいまだ至っていないと言わざるを得ません。かかる状況において、道州制移

行への目論見は断じて阻止すべきであり、数の力を頼りとする政治を二度と許してはなりません。よって、現段階においては、道州制導入に断固反対するとの立場で、本意見書を提出するものがあります。

以上、ご審議の上、採択賜りますよう、お願い申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第 14 号 道州制導入に断固反対する意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

暫時休憩します。

(午後 2 時50分 休憩)

(午後 2 時51分 再開)

**議長（滝沢寿美雄君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第 23 発議第 15 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 23 発議第 15 号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。

続いて、長野県町村議会議長より表彰状が届いておりますので、この場所で伝達式を行い、終了後、議員控室において全員協議会を開催いたします。

受賞される議員は前へお進みください。宮下典幸議員、箕輪修二議員、小池美佐江副議長。

表彰状 立科町宮下典幸殿。

あなたは、多年にわたり、町村議会議員として、地域の振興・発展と住民福祉の向上に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに特別表彰します。

平成 25 年 10 月 29 日 長野県町村議会議長会会長 久保田三代。

代読。おめでとうございます（拍手）。

表彰状 立科町箕輪修二殿。

あなたは、多年にわたり、町村議会議員として、地域の振興・発展と住民福祉の向上に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに特別表彰します。

平成 25 年 10 月 29 日 長野県町村議会議長会会長 久保田三代（拍手）。

**副議長（小池美佐江君）** 表彰状 立科町滝沢寿美雄殿。

あなたは、多年にわたり、町村議会議員として、地方自治の進展のため尽力を尽くされ、功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成 25 年 10 月 29 日 長野県町村議会議長会会長 久保田三代（拍手）。

**議長（滝沢寿美雄君）** 表彰状 立科町小池美佐江殿。

あなたは、多年にわたり、町村議会議員として、地方自治の進展のために尽力をされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成 25 年 10 月 29 日 長野県町村議会議長会会長 久保田三代（拍手）。

ご苦労さまでございました。

これで平成 25 年度第 4 回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

（午後 2 時 59 分 閉会）